

平成25年12月12日
文部科学省初等中等教育局

一般社団法人 gid. jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会
「性同一性障害の児童生徒への対応に関する要望書」への回答要旨

- ・学校における性同一性障害に関する教育相談の状況や学校において採った対応を調査することを検討。
 - ※ なお、相談者が秘匿を求めるケースについてまで報告を求めないなど、児童生徒本人やその保護者の心情を十分尊重することができる調査方法について検討する。
- ・学校現場で日常的に子供たちに接する教員による性同一性障害についての理解がより広まるようにするため、関係者や専門家の意見を伺いながら、性同一性障害に関する正しい知識や学校現場における対応例等を示す「参考資料」（一般の教職員が手に取りやすいパンフレットのようなもの）を作成することを検討。
- ・上記「参考資料」を作成した場合、都道府県等の指導主事を対象とした会議において、都道府県教育委員会等における同資料の活用を促すことを通じ、教職員（養護教諭やスクールカウンセラー含む）の性同一性障害に対する理解促進につなげていきたい。
- ・個別の相談に対しては、それぞれの実情に応じ、その児童生徒の不安や悩みをしっかり受け止め、児童生徒の立場に立った相談・支援を行うことが重要であるため、上記「参考資料」に、児童生徒が相談しやすい環境の整備や、教育相談や支援に当たっての基本的な姿勢などについても盛り込むことにより、それら対応の向上につなげていきたい。
- ・性同一性障害は、法律において定義が設けられている概念であり、その定義に該当しない他の概念とは異なるものと認識している。

(以上)